

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年8月19日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

清水建設株式会社

代表取締役 宮本洋一

東京都港区芝浦一丁目2番3号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールKYOTO

京都市南区西九条北ノ内町12番, 18番

京都市南区西九条鳥居口町1番, 2番, 4番1, 4番2

京都市南区西九条院町25番, 26番, 26番2

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社エヌ企画 取締役 酒井 徹 東京都港区西麻布四丁目11番2号日神パレス ステージ西麻布104 他129件	株式会社大垣書店 代表取締役社長 大垣 守弘 京都市北区小山上総町14 他101件

(3) 変更年月日

平成22年5月27日

3 届出年月日

平成22年7月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年8月19日(木)から平成22年12月20日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年12月20日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)